

---

## 第5章

# 計画の推進に向けて

---

\*\*\* ご存じですか? \*\*\*  
やさしさをはぐくむ様々なマーク

### ベビーカーマーク



公共交通機関等において、ベビーカーに子どもを乗せたまま利用できる場所であることを表示するマーク

### マタニティマーク



妊産婦であることを表すマーク

---

# 1 計画の推進体制

本計画では、市の内部と外部の推進組織において、その進行状況を評価・検証しながら計画的に施策や取組を推進していきます。また、本計画をより効果的に推進していくためには、市民や事業者の理解や連携・協力が不可欠であるため、関係機関や団体などと連携しながら、あらゆる機会を通じて本計画を広く周知し、推進していきます。

## (1) 庁内組織

庁内の関係部局で構成する「宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり推進委員会」を設置し、関係部局と連携協力しながら本計画を推進していきます。

## (2) 庁外組織

市議会議員・社会福祉事業従事者・学識経験者で構成する「宇都宮市社会福祉審議会（地域福祉専門分科会）」では、毎年度、主要取組の実施状況や検証結果などの報告を受けて評価します。

また、「宇都宮市社会福祉審議会（全体会）」においても、主要取組の実施状況や検証結果などの報告を受けます。

## (3) 県・市社会福祉協議会

本計画は、栃木県が策定する「第3期栃木県地域福祉支援計画」の支援を受け、また、市社会福祉協議会が策定する「第4次地域福祉活動計画」と方向性を共有し、連携して各施策・取組を推進していきます。

## (4) その他

計画の推進にあたっては、あらゆる機会を通じて本計画を広く周知し、市民、地域団体、福祉団体、事業者等と連携・協力しながら、推進していきます。

## 2 計画の進行管理

本計画の基本理念を実現するためには、策定した計画の実施後に評価や見直しを行うPDCAサイクルで、計画の進捗状況を把握・点検しながら施策や取組を推進していくことが重要です。

社会福祉法第107条において、地域福祉計画については、定期的に分析・評価等を行うよう努めるとともに、必要に応じて計画を変更するものとされており、着実に地域福祉事業を推進するため、進行管理を行います。

また、計画期間の最終評価は、5年後の成果指標や毎年度の各施策の主要取組の進捗状況等から総合的に評価します。

### (1) 計画の進行管理の方法

庁内組織である「宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり推進委員会」において、毎年度、主要取組の進捗や数値目標を確認し、分析・検証を行います。また、主要取組以外の計上取組については、各担当課で主体的に進行管理を行っていきます。

まとめられた進捗状況や検証結果は「宇都宮市社会福祉審議会（地域福祉専門分科会及び全体会）」に報告し、取組状況を評価します。

### (2) 計画の見直し

取組の内容や目標指標については、「やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり推進委員会」及び「宇都宮市社会福祉審議会（地域福祉専門分科会及び全体会）」での評価や意見に基づき、必要に応じて見直しを行います。

また、計画の基本的な事項についても、社会福祉制度の動向、各施策の取組状況、庁内・庁外組織の意見などを踏まえながら、必要に応じて見直しを行います。

### (3) 計画の公表

本計画は、市民・事業者・市が相互に連携協力しながら取り組む必要があるため、十分な周知及び理解が図られるよう、ホームページなどを活用し、計画や進捗状況、評価結果について公表するとともに、主要取組に掲げる目標値を修正した場合は、その背景や理由などを明確にして、市民にわかりやすく公表します。